

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1. 初審事件の状況

(1) 概況

平成21年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、20年に比べ40件増加し、395件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は20件であり、20年に比べ13件の減少となった（第15表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は103件と20年に比べ5件増加（地方公務員等公務関係事件は6件）となっており、取下・和解件数は273件と20年に比べ63件の増加（地方公務員等公務関係事件は13件）となり、その結果、次年への繰越件数は553件となった。

J R関係事件の新規申立件数は2件であり、終結件数は2件であった（巻末統計表第10-1表参照）。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年	係属状況			終結状況				次年繰越	
	前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計		
総計	19	619	330	949	314	147	—	461	488
	20	488	355	843	210	98	—	308	535
	21	535	395	930	273①	103①	1	377②	553
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	19	443	307	750	243	140	—	383	367
	20	367	322	689	201	95	—	296	393
	21	393	375	768	260①	97①	1	358②	410

（注）○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ. 新規申立件数

平成21年における新規申立件数は395件であり、20年の355件に比べ40件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は375件で、20年の322件に対し53件の増加となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は20件（地方公務員関係の他、公務関連の2件を含む。）で、20年の33件に対し13件の減少となっている（第15表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が119件（20年92件）で最も多く、次いで大阪85件、北海道34件、神奈川27件、兵庫16件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が112件（20年77件）で最も多く、次いで大阪83件、北海道34件、神奈川25件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京が7件と最も多くなっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ. 申立人別新規申立件数

新規申立件数を申立人別にみると、組合申立てが364件（新規申立件数の92%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが23件（同6%）、個人申立てが8件（同2%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが349件（民間企業関係事件新規申立件数の93%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て22件（同6%）、個人申立て4件（同1%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ. 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数375件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件303件（民間企業関係事件新規申立件数の81%）、3号関係事件181件（同48%）、1号関係事件166件（同44%）、4号関係事件10件（同3%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が136件（同36%）で最も多く、次いで1・2・3号事件73件（同19%）、2・3号事件57件（同15%）、1・3号事件34件（同9%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ. 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数375件を企業規模別にみると、49人以下が144件（民間企業関係事件新規申立件数の38%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が80件（同21%）、1,000人以上が51件（同14%）、50人以上99人以下が42件（同11%）、500人以上999人以下が41件（同11%）の順となっている（巻末統計表第5-2

表参照)。

ホ. 業種別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数375件を産業大分類別にみると、製造業が90件(民間企業関係事件新規申立件数の24%)で最も多く、次いで運輸業、郵便業、サービス業(他に分類されないもの)が51件(同14%)、教育、学習支援業、医療、福祉が30件(同8%)などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が22件(同6%)、職業紹介・労働者派遣業が20件(同5%)、道路旅客運送業が19件(同5%)などの順となっている(巻末統計表第6表参照)。

(3) 終結の状況

イ. 終結件数

平成21年における終結件数は377件であり、20年の308件に比べ69件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は358件で、20年の296件に比べ62件増加し、地方公務員等公務事件は19件で、20年の12件に対し7件の増加となっている。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが103件(終結件数の27%)、取下・和解によるものが273件(同72%)、移送によるものが1件(同0%)となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが97件(民間企業関係事件終結件数の27%)で、20年に比べ2件増加し、取下・和解によるものが260件(同73%)で、59件増加しているほか、移送によるものが1件(同0%)あった(前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照)。

終結件数を労委別にみると、大阪が92件で最も多く、次いで東京85件、神奈川41件、北海道32件、愛知13件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、大阪87件、東京84件、神奈川37件、北海道32件、愛知13件などの順となっている(巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照)。

以上の結果、21年の未処理件数(22年への繰越件数)は553件で、前年からの繰越件数535件に対し、18件の増加となっている。

なお、21年における終結率 $\left[\frac{377}{930} \times 100\right]$ は41%であり、20年の37%に対して4ポイント増となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は410件で、前年からの繰越件数393件に対し17件増加しており、その終結率は47%と20年の43%に対し4ポイント増となっている(前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照)。

ロ. 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数の内訳をみると、一部救済命令が37件で最も多く、次いで全部救済命令28件、棄却命令24件、却下決定14件の順となっている。ちなみに、救済率 $\left[\frac{28+37 \times 1/2}{103} \times 100 \right]$ は45%であり、前年の43%に対し2ポイント増となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

ハ. 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は208件で、20年（172件）に対し36件の増加となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

また、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は2件であり、すべてが認定された。

なお、同条第4項の規定に基づく和解調書は2件作成されており、同条第6項の規定に基づく執行文の付与は1件であった（第2-1表参照）。

第2-1表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文付与	
20	172	4	4	2	0	0
21	208	2	2	2	1	0

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が7件（和解による終結件数の3%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が153件（同74%）、第1回審問から結審前までの段階が37件（同18%）、結審以降が11件（同5%）となっている（第2-2表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、審問前の160件では関与和解が126件（79%）、無関与和解が34件（21%）であり、第1回審問以降の48件では、関与和解が38件（79%）、無関与和解が10件（21%）となっている。

第2-2表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、％）

区分 年	申立から第1回 調査に入るまでの 段階	第1回調査から 第1回審問まで の段階	第1回審問から 結審前までの段 階	結審以降	計
17	16 (8)	115 (55)	51 (24)	28 (13)	210 (100)
18	5 (3)	109 (60)	42 (23)	27 (15)	183 (100)
19	23 (9)	188 (74)	29 (11)	14 (6)	254 (100)
20	5 (3)	105 (61)	37 (22)	25 (15)	172 (100)
21	7 (3)	153 (74)	37 (18)	11 (5)	208 (100)

また、民間企業関係事件の和解により終結した202件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件86件、2号関係事件168件、3号関係事件94件、4号関係事件4件となっている（1つの事件で2つ以上の号に関係するものもあるので、その合計は事件数とは一致しない）。

次に、和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件の内訳は、関与和解が70件、無関与和解が16件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰（5件）及び再採用（0件）により職場復帰したものが計5件（解雇事件の和解38件の13%）、解雇取消・依願退職（10件）及び解雇承認（4件）により職場を去ったものが計14件（同37%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解		無関与和解	
合 計		(86) 38	(70) 31	(16) 7		
職 場 に 復 帰 し た も の	小 計	5	4	1		
	解 雇 撤 回 ・ 原 職 復 帰	5	4	1		
	再 採 用	0	0	0		
職 場 を 去 っ た も の	小 計	14	13	1		
	解 雇 取 消 ・ 依 願 退 職	10	9	1		
	解 雇 承 認	4	4	0		
そ の 他 （ 含 不 明 ）		19	14	5		

（注）① 民間企業関係事件のみを集計した。

② （ ）内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件の内訳は、関与和解132件、無関与和解36件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの78件（2号関係事件の和解168件の46%）、今後の団交を約したものの25件（同15%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	168	132	36
今 後 の 団 交 を 約 し た	25	25	0
団 交 ル ー ル を 決 め た	10	10	0
申 立 後 団 交 し た	2	2	0
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	78	68	10
そ の 他 （ 含 不 明 ）	53	27	26

（注）民間企業関係事件のみを集計した。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(94) 96	(78) 79	(16) 17
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 する こと で 和 解	11	10	1
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 （ 含 事 前 協 議 制 履 行 ）	5	5	0
断 行 ル ー ル を 設 定 又 は 団 交 を 約 束	7	7	0
解 決 金 支 払	43	42	1
そ の 他 （ 含 不 明 ）	30	15	15

（注）① 民間企業関係事件のみを集計した。

② （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

③ 1件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

3号関係事件の内訳は、関与和解78件、無関与和解16件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したものの43件（3号関係事件の和解内容の総数96件の45%）、不利益・支配介入を是正することで和解したものの11件（同11%）などとなっている（第5表参照）。

(4) 審査の状況

イ. 終結件数

平成21年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では575日（20年665日）、取下・和解では232日（同441日）、総平均では326日（同512日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解、総平均のいずれにおいても減少している（巻末統計表第7-1表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では578日（20年672日）、取下・和解では230日（同442日）、総平均では324日（同516日）となっている。

また、終結件数（移送によるものを除く。）376件のうち1,000日以上を要した事件は9件（うち命令・決定事件7件）であり、このうち、3,000日以上を要した事件は0件（同0件）である（巻末統計表第8表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審理を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が254日（20年232日）、第1回審問から結審前までの期間が151日（同300日）、結審から命令書交付までの期間が127日（同133日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が48%と最も多く、次いで第1回審問から結審前までの期間が28%、結審から命令書交付までの期間が24%の順となっている（第6表参照）。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

平成21年中に終結した初審事件（移送によるものを除く。）376件について、終結事由別に、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が4.1回（20年4.4回）、審問回数が1.4回（同2.7回）、証人数は1.5人（同2.2人）となっている。取下・和解事件では、調査回数は無関与和解事件（4.3回）が、審問回数及び証人数は関与和解事件（それぞれ0.6回、0.8人）がそれぞれ最大となっており、命令・決定事件では、調査回数及び審問回数は決定事件（それぞれ8.4回、4.1回）が、証人数は命令事件（3.9人）が最大となっている（第7表参照）。

第6表 命令・決定件数（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立 か 1 回 審 問 前 期 間	第 1 回 審 問 前 期 間	結 審 か ら 命 令 書 交 付 ま で の 期 間	計
17	193 (23)	422 (51)	214 (26)	829 (100)
18	241 (28)	431 (46)	257 (28)	929 (100)
19	260 (31)	412 (49)	187 (20)	839 (100)
20	232 (35)	300 (45)	133 (20)	664 (100)
21	254 (48)	151 (28)	127 (24)	532 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

第7表 審査状況（初審最終事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終 結 件 数 (件)	20	308	38	40	132	94	4
	21	376	65	44	164	89	14
一件当たりの 平均調査回数	20	4.4	2.7	5.9	4.0	5.2	5.3
	21	4.1	2.7	4.3	3.6	5.4	8.4
一件当たりの 平均審問回数	20	2.7	0.4	3.8	1.4	4.9	3.8
	21	1.4	0.5	0.5	0.6	3.6	4.1
一件当たりの 平均証人数	20	2.2	0.3	1.4	1.6	4.1	3.3
	21	1.5	0.3	0.7	0.8	3.9	2.2

ハ. 証人等出頭命令等の状況

平成21年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越しは1件で、新規申立件数4件と合わせると5件が係属し、そのうち1件について棄却、1件について却下の決定が出され、3件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は15件であり、前年からの繰越し7件と合わせて22件が係属し、そのうち1件について一部認容、10件について棄却の決定が出され、4件について取下・打切となり、その他の7件は次年に繰り越されている（巻末統計表第9－3表参照）。

二. 審査の目標期間の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の目標期間の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成21年中に交付された初審の命令・決定書数は89件（20年85件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は47件（同44件）、行政訴訟が提起されたものは11件（同9件）となっている（第8－2表参照）。ちなみに、その不服率は65%であり、20年の59%に対し6ポイント増加している。

第8－1表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
17		111	26	85	77
18		93	30	63	68
19		114	32	82	72
20		85	35	50	59
21		89	31	58	65
21年命令・ 決定内訳	全部救済	26	6	20	77
	一部救済	33	12	21	64
	棄却	21	9	12	57
	却下	9	4	5	56

(注) 平成17年の件数を修正したため、平成20年以前の年報の数値と一致しない。

第8-2表 初審命令書数に対する不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不 服 計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再審査(労)	再審査(労)	再審査(使)	再審査(双)	不服率 (B)/(A)
			労	使	双	労	使	双	行 訴 (使)	行 訴 (労)	行 訴 (労)	行 訴 (労)	
17	111	85	19	41	12	4	5	-	2	-	1	1	77
18	93	63	23	18	13	-	5	-	2	1	1	-	68
19	114	82	28	31	8	3	10	-	1	1	-	-	72
20	85	50	10	24	7	1	5	-	2	-	1	-	59
21	89	58	15	26	6	4	7	-	-	-	-	-	65

(注) 平成17、18、20年の件数を修正したため、平成20年以前の年報の数値と一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書63件（20年67件）に対して、再審査申立が20件（同19件）、行政訴訟提起は4件（同2件）であり、その不服率は38%（同31%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書59件（20年59件）に対して、再審査申立が31件（同32件）、行政訴訟提起が7件（同7件）であり、その不服率は64%（同66%）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命 令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命 令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
17	79	32	6	-	48	83	54	7	73
18	74	35	1	1	49	58	32	7	67
19	85	36	3	1	49	72	39	11	69
20	67	19	2	-	31	59	32	7	66
21	63	20	4	-	38	59	31	7	64

(注) 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第10-1表及び巻末統計表第2-3表の再審査事件申立件数と一致しない場合がある。

平成17～20年の件数を修正したため、平成20年以前の年報の数値と一致しない。

2. 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成21年中に係属した再審査事件数は、20年からの繰越114件に新規申立て54件（20年51件）を加えた168件となっており、係属件数は41件の減少となった。

新規申立て54件の内訳は、JR関係が2件（20年5件）、それ以外の事件は運輸通信業8件（同10件）、サービス業13件（同17件）、製造業11件（同12件）、電気・ガス・熱供給・水道業4件（同0件）、金融業・保険業0件（同0件）、卸売業・小売業14件（同6件）、建設業1件（同0件）、地方公務員等公務関係事件1件（同1件）となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが22件（20年19件）、使用者側申立てが32件（同32件）となっている。

一方、終結件数は53件（20年95件）で、この結果、未処理件数115件（同114件）が次に繰り越された。終結件数53件の内訳は、取下・和解によるものが19件（終結件数の36%）、命令・決定によるものが34件（同64%）となっている（第10-1表及び巻末統計表第2-3表参照）。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況			次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総	17	281 (3)	90 (3)	371 (6)	57	65 (1)	122 (1)	249 (5)
	18	249 (5)	77 (8)	326 (13)	79	69 (4)	148 (4)	178 (9)
計	19	178 (9)	76 (3)	254 (12)	37 (4) ①	59 (6)	96 (10) ①	158 (2)
	20	158 (2)	51 (1)	209 (3)	38	57 (2)	95 (2)	114 (1)
	21	114 (1)	54 (1)	168 (2)	19	34 (1)	53 (1)	115 (1)

（注）① （ ）内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

② 平成18年において、3件のJR関係事件について審査の分離を行い、生じた分離事件をそれぞれ件数計上する取扱いとしている（新規申立に3件、取下・和解に3件）。

③ ○数字は、分離事件件数で外数である。

また、平成21年の再審査事件における和解認定の申立件数は11件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった（第10－2表参照）。

第10－2表 和解の認定件数（再審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文付与		
19	30	17	17	0	0	0
20	30	23	23	0	0	0
21	11	11	11	0	0	0

（2）審査の目標期間の達成状況

中労委においては、平成19年11月、審査の期間の目標を改定し、20年から22年までの3年間で、次の2つの目標の達成に向けて取り組んでいる。

目標1 新規申立事件については、1年6箇月以内のできるだけ短い期間内に終結させること

目標2 平成19年末時点において申立てから1年6箇月以上係属している事件（長期滞留事件）については、今後3年間に於いて、当事者の理解と協力の下にできる限りその解消を図ること

目標1の達成状況については、17年1月以降の新規申立事件366件のうち、21年末までに終結した事件は290件（平均処理日数401日）、このうち1年6箇月以内に終結した事件は226件（全体の77.9%）となっている。

目標2の達成状況については、19年末時点の長期滞留事件93件のうち、21年末までに46件（全体の49.5%）が終結し、47件が22年に繰り越されている（巻末統計表第9－5表及び第9－6表参照）。

(3) 再審査の状況

イ. 処理日数

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定では854日（20年1,062日）、取下・和解では505日（同1,039日）、総平均では729日（同1,053日）となっており、命令・決定で208日減少し、取下・和解で534日減少し、全体として324日の減少となった（巻末統計表第7－1表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が659日、第1回審問から結審前までの期間が24日、結審から命令書交付までの期間が215日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が73%と最も多く、次いで結審から命令書交付までの期間が24%、第1回審問から結審前までの期間が3%の順となっている（第11－1表参照）。

第11－1表 命令・決定件数（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

年	区 分	申立てから	第1回審問	結審から命	計
		第1回審問前 までの期間	から結審前 までの期間	令書交付ま での期間	
20	全 事 件	639 (59)	79 (7)	374 (34)	1,091 (100)
	J R事件を除いたもの	672 (66)	84 (8)	269 (26)	1,024 (100)
21	全 事 件	659 (73)	24 (3)	215 (24)	897 (100)
	J R事件を除いたもの	—	—	—	—

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11－2表のとおりであり、命令事件では、調査回数4.3回（20年4.4回）、審問回数は1.2回（同1.5回）、証人数は1.2人（同2.1人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。また、関与和解事件においても、調査回数は5.8回（同8.2回）、審問回数は0.5回（同1.6回）、証人数は1.1人（同2.3人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。

第11－2表 審査状況（再審査終結事件）

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終 結 件 数 (件)	20	95	8	6	24	57	0
	21	53	8	0	11	33	1
一 件 当 た り の 平 均 調 査 回 数 (回)	20	4.9	0.9	2.2	8.2	4.4	-
	21	4.0	0.6	-	5.8	4.3	0.0
一 件 当 た り の 平 均 審 問 回 数 (回)	20	1.4	0.3	0.5	1.6	1.5	-
	21	0.9	0.0	-	0.5	1.2	0.0
一 件 当 た り の 平 均 証 人 数 (人)	20	1.9	0.4	0.5	2.3	2.1	-
	21	1.0	0.0	-	1.1	1.2	0.0

ハ. 証人等出頭命令及び物件提出命令の状況

再審査における、平成21年中の証人等出頭命令の新規申立て及び前年からの繰越しはいずれも0件である。

また、物件提出命令の新規申立ては0件であり、前年からの繰越し1件と合わせて1件が係属し、平成21年中に取下で終結している（巻末統計表第9－3表参照）。

(4) 不服の状況

平成21年中に交付された命令・決定件数は34件（20年57件）である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から8件、労働者側から8件の計16件（同27件）である（巻末統計表第30表参照）。

命令・決定に対する不服率は47%（同47%）となっている（第12表参照）。

第12表 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

年・区分		命令・ 決定件数 (A)	不服申立 な し	不服件数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
16		25	12	13	52
17		65	37	28	43
18		69	35	34	49
19		59	33	26	44
20		57	30	27	47
21		34	18	16	47
21年命令・ 決定内訳	初審支持	23	13	10	43
	一部変更	10	4	6	60
	全部変更	0	0	0	0
	却下	1	1	0	0

3. その他

(1) 複数組合併存事件取扱概況

平成21年における民間企業関係事件の新規申立件数375件のうち、同一企業内に2以上の組合が併存するいわゆる複数組合併存事件は86件（20年84件）で、民間企業関係事件新規申立件数に占める割合は23%（20年26%）となっている。

これを企業規模別にみると、500人以上が48件（民間企業関係事件新規申立件数92件の52%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が22件（同80件の28%）、99人以下が14件（同186件の8%）の順となっている。

また、労組法第7条該当号別にみると、2号関係事件が64件（複数組合併存事件86件の74%）と最も多く、次いで3号関係事件53件（同62%）、1号関係事件41件（同48%）、4号関係事件2件（同2%）などの順となっている（第13表参照）。

一方、終結件数は95件（20年99件）で、その内訳は、取下・和解が52件、命令・決定が43件となっている（第14表参照）。

第13表 複数組合併存事件申立状況

(単位：件、%)

区 分		年				
		17	18	19	20	21
民間企業関係新規申立件数		263	298	308	322	375
うち複数組合併存事件数		[30] 80	[29] 85	[25] 78	[26] 84	[23] 86
企業規模別 内 訳	99人以下	<14> 18	<16> 19	<14> 20	<10> 14	<8> 14
	100人～499人	<36> 26	<27> 25	<27> 23	<23> 19	<28> 22
	500人以上	<59> 36	<56> 41	<45> 33	<54> 51	<52> 48
労働組合法 第 7 条 各 号 別	1号関係	(55) 44	(64) 54	(60) 47	(50) 42	(48) 41
	2号関係	(68) 54	(60) 51	(58) 45	(68) 57	(74) 64
	3号関係	(63) 50	(69) 59	(59) 46	(57) 48	(62) 53
	4号関係	(3) 2	(7) 6	(4) 3	(5) 4	(2) 2

- (注) ① [] 内数字は、民間企業関係事件数に対する比率である。
 ② < > 内数字は、企業規模別の民間企業関係事件数に対する比率である。
 ③ () 内数字は、複数組合併存事件数に対する比率である。
 ④ 7条各号別関係は、1事件に2以上の場合があるので、申立件数とは一致しない。
 ⑤ 企業規模不明の事件があるため、複数組合併存事件数と企業規模別内訳の合計が一致しない場合がある。

第14表 複数組合併存事件終結状況

(単位：件、%)

区 分		年				
		17	18	19	20	21
合 計		(100) 154	(100) 146	(100) 165	(100) 99	(100) 95
取下・和解		(59) 91	(63) 92	(55) 90	(57) 56	(55) 52
命令・決定		(41) 63	(37) 54	(45) 75	(43) 43	(45) 43

- (注) 地方公務員等公務関係事件を含む。

(2) 地方公務員等公務関係事件の概況

平成21年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は20件（地方公務員関係の他、公務関連の2件を含む。）（新規申立件数395件の5％）、終結件数は19件（終結件数377件の5％）となっている（第15表参照）。

新規申立件数20件を申立人別にみると、組合申立て15件、個人申立て4件、組合及び個人連名による申立て1件の順となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件13件、3号関係事件8件、1号関係事件7件の順となっている。

一方、終結件数は19件で、その内訳をみると、取下げ7件、無関与和解2件、関与和解4件、全部救済命令1件、一部救済命令4件、棄却1件となっている。

第15表 地方公務員等公務関係事件係属状況

（単位：件、％）

区 分 \ 年	17	18	19	20	21
新 規 申 立 件 数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	294	331	330	355	395
うち地方公務員等公務関係事件	(11)	(10)	(7)	(9)	(5)
	31	33	23	33	20
終 結 件 数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	408	357	461	308	377
うち地方公務員等公務関係事件	(4)	(10)	(17)	(4)	(5)
	17	34	78	12	19

(3) J R関係事件の概況

イ. 初審関係

昭和62年以降平成21年末までのJ R関係事件の累積申立件数は485件で、うち累積終結件数は473件（取下・和解116件、命令・決定357件）で、22年に繰り越された件数は12件（21年への繰越件数は12件）となっている。

このうち、21年の状況についてみると、新規申立件数は2件（民間企業関係新規申立件数375件の0.5％）で、20年の新規申立件数に比べ3件の減少となっている。一方、終結件数は2件（同終結件数358件の0.6％）で、20年の6件に比べて4件の減少となっている。終結件数2件の内訳は、取下・和解が0件、命令・決定が2件となってい

る（巻末統計表第10－1表参照）。

ロ. 再審査関係

昭和63年以降平成21年末までのJ R関係事件の累積申立件数は283件で、うち累積終結件数は268件（取下・和解139件、命令・決定129件）で、22年に繰り越された件数は15件（21年への繰越件数は13件）となっている。

このうち21年の状況についてみると、新規申立件数は2件（新規申立件数54件の3.7%）で、20年の新規申立件数5件に比べて3件の減少となっている。一方、終結件数は0件となっている（巻末統計表第10－2表参照）。

(4) 合同労組事件の概況

イ. 初審関係

平成21年における合同労組事件の新規申立件数は、267件（新規申立件数395件の67.6%）となっている。また、このうち駆込み訴え事件は119件あり、新規申立件数に占める割合は30.1%、合同労組事件に占める割合は44.6%となっている。

ロ. 再審査関係

平成21年における合同労組事件の新規申立件数は、36件（新規申立件数54件の66.7%）となっている。また、このうち駆込み訴え事件は9件あり、新規申立件数に占める割合は16.7%、合同労組事件に占める割合は25.0%となっている（第16表参照）。

第16表 合同労組事件の申立状況

(単位：件、%)

	新規申立件数	うち合同労組事件	
			うち駆込み訴え事件
初 審	395	267 (67.6)	119 (30.1) <44.6>
再 審	54	36 (66.7)	9 (16.7) <25.0>

(注) ① ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

② ()内は新規申立事件に対する割合。

③ < >内は合同労組事件に対する割合。